

特別自治市制度について



横浜市
City of Yokohama



川崎市
KAWASAKI CITY



相模原市
Sagamihara City

令和4年5月

1 特別自治市の必要性について

① 基礎自治体の現状

住民ニーズが複雑・多様化する中、道府県・市町村の果たす役割が変化中

➔ 地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要

② 大都市が果たすべき役割

基礎自治体の原則（住民に身近な自治体に権限を集約）を大都市が実現するため

➔ 基礎自治体としての「現場力」や「総合力」（高度な行政力）を備える大都市にふさわしい権限・財源が必要

③ 権限と財源の統一

指定都市は道府県の事務を担うが、権限に見合った税制上の措置は不十分

➔ 大都市が果たすべき役割を最大限発揮するため、権限と財源の統一が必要

④ 高齢化及びインフラ老朽化への対応

大都市でも2020年以降人口減少社会に。インフラ老朽化は加速度的に進展

➔ 大都市の活力維持のため、大都市制度改革は「待ったなし」

2 現在の大都市制度の状況

大都市制度

制度化済

指定都市制度

- ・ 地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例
- ・ 都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施
- ・ 事務と財源のアンバランスや二重行政の問題等から、指定都市市長会では制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要

制度化済

特別区設置制度（いわゆる都構想）

- ・ 東京都の特別区制度を準用
- ・ 手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による
- ・ 指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編。市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を解消

未制度化

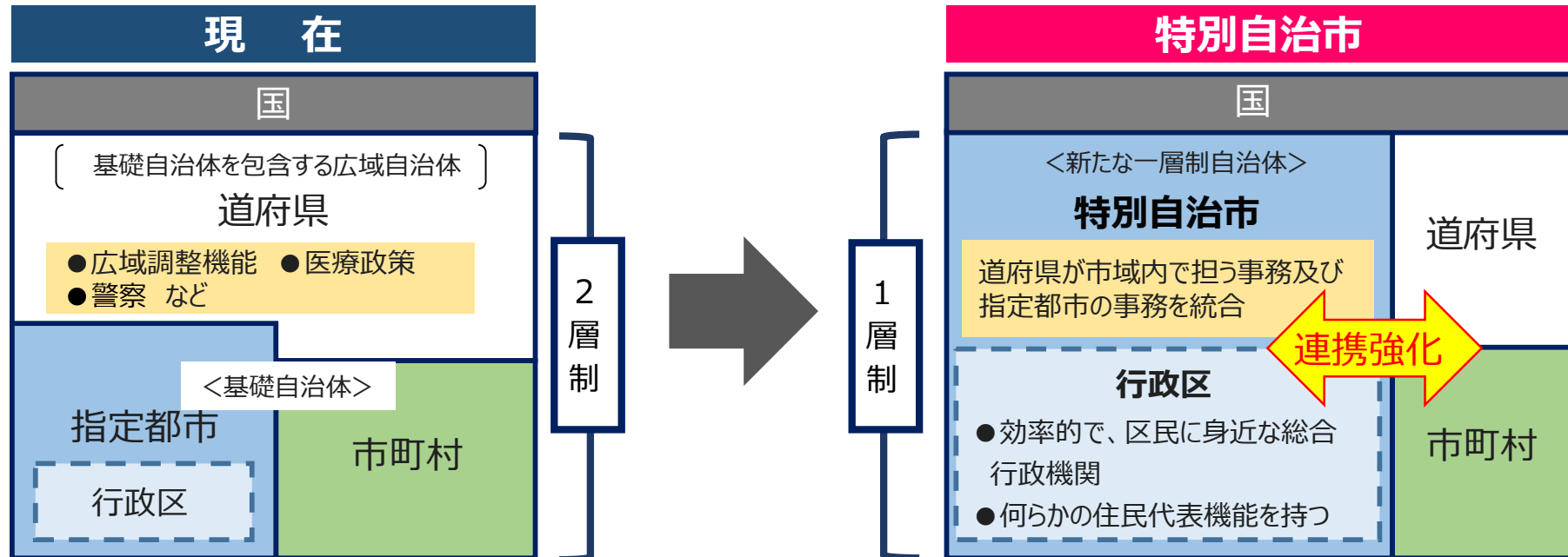
特別自治市制度

- ・ 基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体を設け二重行政を解消。
- ・ 第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である

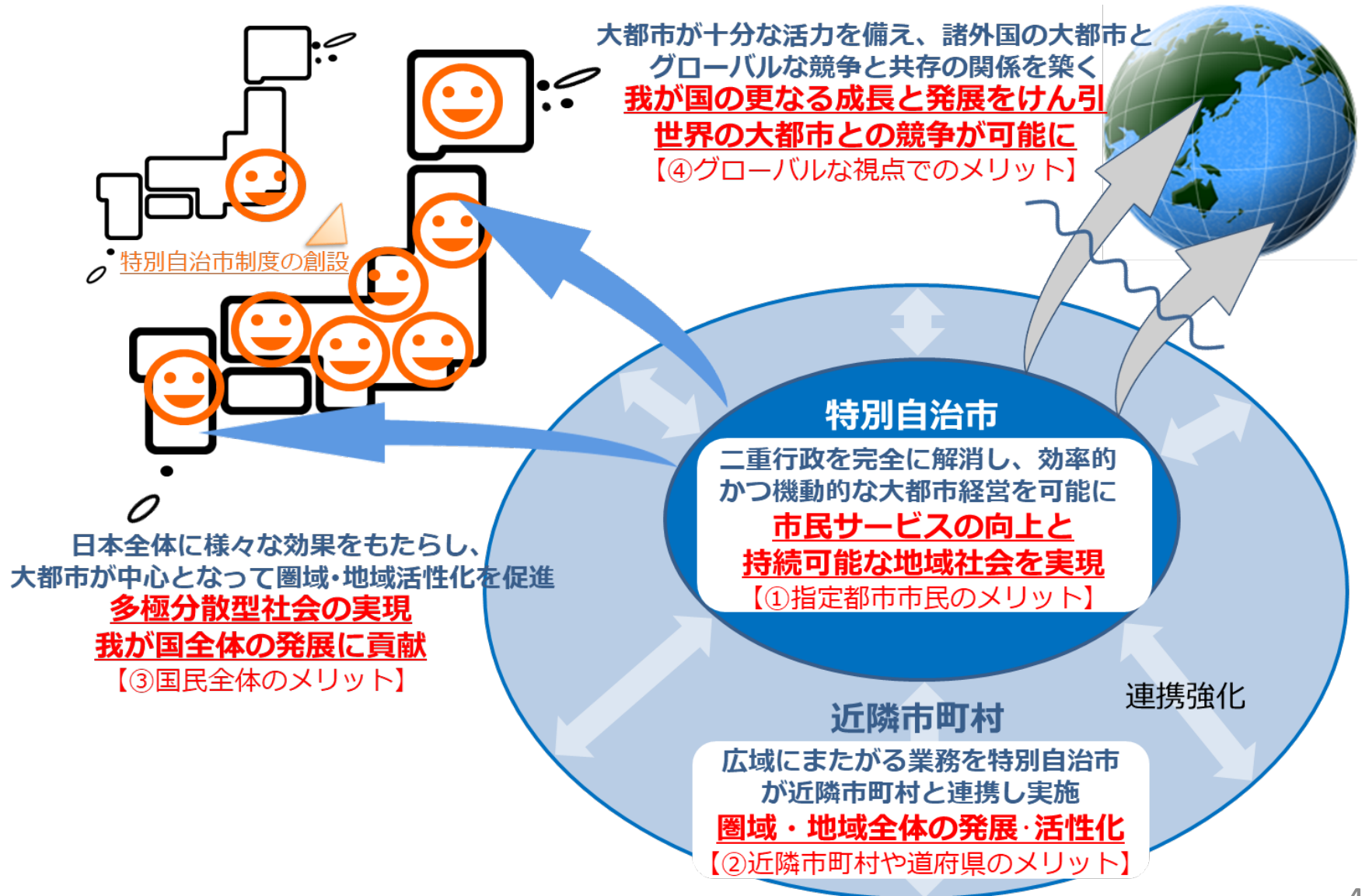
地域の実情に応じて、**上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。**

3 特別自治市制度の概要

- 特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く）を処理する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



4 特別自治市への移行による効果について（イメージ図）



5 今後について

【特別自治市制度を議論する意義】

道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。

地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。



3 指定都市は、神奈川県における行政の実情を踏まえ、持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担や特別自治市などについて、知事と3市長間で率直な議論を取り交わすことが必要と考えている。